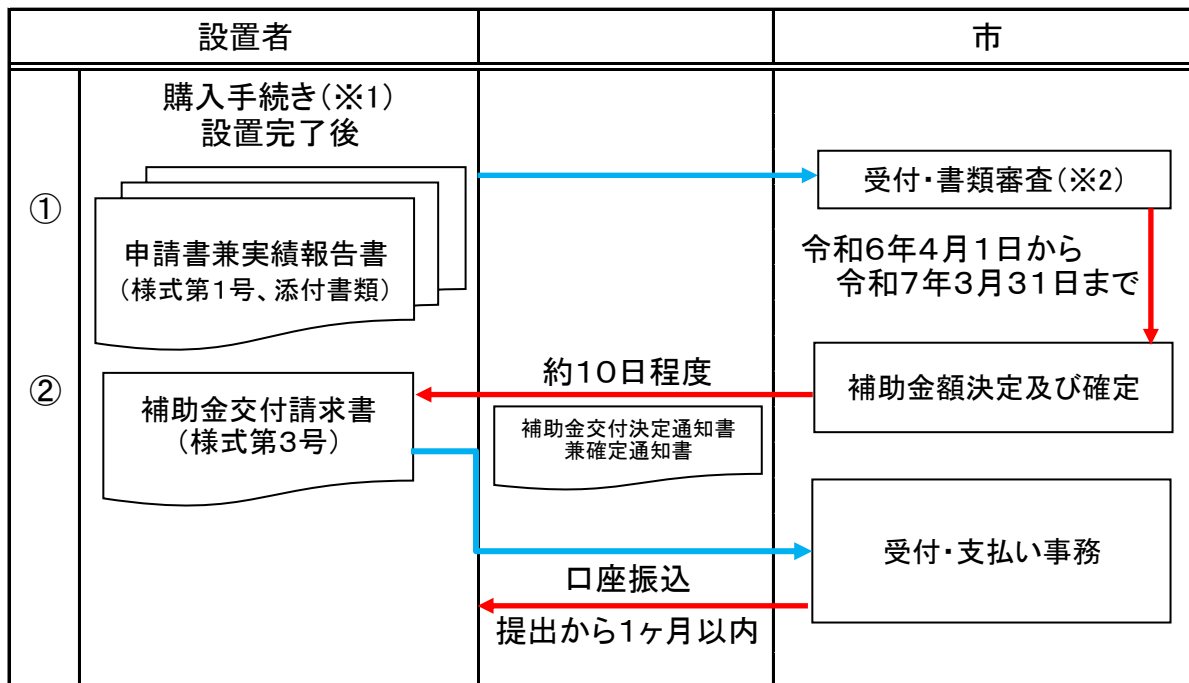


佐久市省エネ家電製品普及促進事業フローチャート 手続きの流れ



※1 令和6年4月1日以降に購入したものが対象。

※2 審査の結果、交付対象とならないと判断される場合がありますので、申請の際は要綱等をよくご確認頂きますようお願いいたします。

【申請書兼実績報告書(添付書類)】

- 1 対象製品を購入した際の領収書等の写し(レシートの写し可、領収書は但し書き必須)
- 2 対象製品の消費電力(及び省エネ基準達成率)が確認できるカタログ等の写し
- 3 未使用品であることが分かる書類等の写し(対象製品のメーカー保証書の写しなど)
- 4 電気冷蔵庫及びエアコンについては、既存の製品の製造年の分かる写真及び特定家庭用機器廃棄物管理票の写し
- 5 買換え前後の機器の設置状況等が分かる写真